

豊かな自然環境の中で英語を楽しく学びます。Yanakawa English Garden.

水戸市立
柳河小学校が
小規模特認校に
なります

Let's Get
Together!!!



小規模特認校とは What is a special category small school?

特定の学校を「小規模特認校」と教育委員会が指定することで、少人数での教育のよさを生かし、特色ある教育やきめ細かな指導を行うことにより、このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合に、従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学することが認められます。

本市では、上大野小学校、下大野小学校、大場小学校、国田義務教育学校が既に指定されており、令和6年4月からは、新たに柳河小学校が「小規模特認校」に指定されます。

柳河小学校の特色ある「英語教育」

Yanakawa Elementary School's
Distinctive Educational Focus on English Studies

本市では、平成16年度から「水戸市幼・小・中英会話教育特区」の指定を、文部科学省より受け、幼児期からの英会話教育に取り組んできました。今後はそのような取組を更に発展させていくため、「英語教育」を特色とした先駆的な取組を展開します。

育成方針 Training Policy

- 英会話の時間だけでなく、休み時間や給食の時間はもちろん、あらゆる生活の場面で英語に触れることで、子どもたちが自然と英語を活用しながら、日常的な英会話力やコミュニケーションを図る力の育成につなげていきます。
- 子どもたちのやってみようという意欲の向上を最優先に考えながら、英語力を養い、楽しく学びながら、小学校卒業時までに中学1年生程度の英語コミュニケーション能力を身につけることを目指します。

特色ある教育活動 A Special Curriculum and Distinctive Activities

- 英語の全授業にAET (Assistant English Teacher) を配置
- 英語専科教員の配置
- オンライン英会話の活用
- 英会話を活用した地域交流 (英語での劇発表等) など



英語でコミュニケーション!

AETによる英語の授業



AETと英語専科教員による授業

就学の条件 Requirements for Admission

- (1)児童が水戸市内に居住していること。
- (2)学校の教育活動及びPTA活動に賛同し、協力すること。
- (3)通学は、保護者の送迎又は公共交通機関で行うこと。
- (4)卒業までの間、在籍すること。



募集人数 Applicants

各学年とも既に在籍している児童を含めて35名以内とします。

申請までの流れ Application Process

※①、②ともに必ず行ってください。

- ①柳河小学校へ連絡し、学校説明会(学校見学会)に参加する。又は個別に予約し、学校を見学する。

学校説明会(学校見学会)

令和5年10月19日(木)午前9時00分～10時00分(受付 午前8時50分～)に、柳河小学校で実施します。
 前日までに、柳河小学校へ連絡し、予約してください。
 ※学校説明会(学校見学会)に参加できない方を対象に、柳河小学校で個別の学校見学を随時実施します。
 事前に柳河小学校へ連絡し、日程を調整の上、予約してください。
 ※学校見学は、下記②による申請をする前に必ず行ってください。

- ②学校管理課へ連絡し、申請方法を確認の上、学校管理課に申請する。

申請方法

令和5年12月15日(金)までに学校管理課へご相談ください。その際に申請手続きについて詳しくご説明します。
 なお、募集人数に満たない場合は、申請期間後も随時受け付けます。

問い合わせ先 Contact Information



柳河小学校 ホームページ

- 学校の特色、教育活動、学校見学会について
柳河小学校に直接お問い合わせください。



- 小規模特認校制度、入学・転学の手続きについて
水戸市教育委員会事務局 教育部 学校管理課 学事係
住所／水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所3階(窓口308)
電話／029-306-8673



放課後学級 After-school Care

柳河小学校では、昼間、就労などで保護者が家にいない場合に、子どもたちの遊びや生活の場として、放課後学級を開設しています。

- 開設時間／平日：放課後～午後6時30分 午前8時～午後6時30分(長期休業期間) 土曜日：午前8時～午後6時
- 受け入れ学年／1年生～6年生

放課後子ども教室 After-School Kids Class

放課後や夏休み等の長期休業期間に、すべての児童を対象として、小学校の体育館等を活用しながら、学習活動やスポーツ、文化活動等を実施しています。

問い合わせ先 Contact Information

- 問い合わせ先：水戸市こども部 こども政策課 こども事業係
住所／水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所1階(窓口110) 電話／029-350-5577

